

病院名			7	8	9
			雲雀ヶ丘病院	高野病院	渡辺病院
代表電話番号			0244-23-4166	0240-27-2901	0244-63-2100
入院前にケアマネが決まっている場合	①入院時情報提供書の提出先	持参する場合	相談室 【受付】 月～金 9:00～17:00	医療ソーシャルワーカー 【電話】 0240-27-2901(代) 【受付】 8:30～17:00(月～金) 【留意事項】 受付曜日は電話時に確認してください。	地域医療連携室 【電話】 0244-63-2225(直通) 0244-63-2100(代) 【受付】 月～金 8:30～17:00 土曜 8:30～13:00
		持参以外の場合 (FAX、郵送等)	病院代表 【FAX】 0244-22-2629 ※相談室宛	病院代表 【FAX】 0240-27-2286	地域医療連携室 【FAX】 0244-63-2226
	②退院調整の期間を残した在宅退院の判断		医師判断	医師判断	医師判断
	③ケアマネに電話連絡する人(部署)		相談室	医療ソーシャルワーカー	地域医療連携室
	④ケアマネとの面談の主体となる人(部署)		相談室 ※状態確認の場合は、 病棟看護師の場合もあり。	医療ソーシャルワーカー	地域医療連携室 ※状態確認の場合は、 病棟看護師の場合もあり。
	⑤ケアマネに退院予定日を連絡する人(部署)		相談室	医療ソーシャルワーカー	地域医療連携室
入院前にケアマネが決まっていない場合	⑥本人や家族に介護保険について説明する人(部署)		相談室	医療ソーシャルワーカー	介護保険申請の促し⇒ 病棟看護師、入退院支援看護師 介護保険の説明⇒医療 ソーシャルワーカー、入 退院支援看護師
	⑦ケアマネとの契約の支援をする人(部署)		相談室	医療ソーシャルワーカー	契約の促し⇒病棟看護師、 入退院支援看護師 詳細の説明⇒医療ソ シャルワーカー、入退 院支援看護師
	⑧契約後のケアマネと連絡を取る人(部署)		相談室	医療ソーシャルワーカー	地域医療連携室

病院名			10
			福島県ふたば医療 センター附属病院
代表電話番号			0240-23-5090
入院前にケアマネが決まっている場合	①入院時情報提供書の提出先	持参する場合 ※事前に電話連絡をしてから、持参すること	地域連携室 【電話】 0240-23-5082 【受付】 月～金 9:00～17:45
		持参以外の場合 (FAX、郵送等) ※FAX は、事前に電話連絡をしてから送信すること	地域連携室 【FAX】 0240-23-5093
	②退院調整の期間を残した在宅退院の判断		医師判断
	③ケアマネに電話連絡する人(部署)		地域連携室・病棟看護師
	④ケアマネとの面談の主体となる人(部署)		地域連携室・病棟看護師
	⑤ケアマネに退院予定日を連絡する人(部署)		地域連携室・病棟看護師
	入院前にケアマネが決まっていない場合	⑥本人や家族に介護保険について説明する人(部署)	
⑦ケアマネとの契約の支援をする人(部署)		地域連携室	
⑧契約後のケアマネと連絡を取る人(部署)		地域連携室・病棟看護師	

5 入院時情報提供シート（標準様式）

ケアマネジャーが、担当する利用者が入院したときに、病院へ情報を提供する際に使用する標準様式です。相双保健福祉事務所のホームページからダウンロードできます。

相双圏域退院調整ルール 標準様式

記入年月日 令和 年 月 日
 入院年月日 令和 年 月 日
 情報提供年月日 令和 年 月 日

入院時情報提供シート

フリガナ		氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日	年齢	歳	性別	男・女		
緊急時連絡先	優先順位	氏名	住所	続柄	電話番号	連絡が付きやすい時間帯					
	1										
	2										
	3										
現病歴					既往歴						
家族構成図		住環境		☐ 一戸建 ☐ 集合住宅（ 階建て 階）エレベーター ☐ 有 ☐ 無							
主・主介護者 ☆・・キーパーソン ○・・女性 □・・男性		かかりつけ医	医療機関名	TEL		主治医名					
				TEL							
				TEL							
		要介護度		☐ 申請中 ☐ 区分変更中 要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5							
		介護保険認定期間		年 月 日 ～ 年 月 日							
※同居を○で囲む。		サービス利用状況									
		☐ 訪問介護（ 回/週） ☐ 訪問看護（ 回/週） ☐ 通所介護（ 回/週）									
		☐ 通所リハビリ（ 回/週） ☐ 訪問リハ（ 回/週） ☐ 短期入所（ 回/週）									
		☐ 福祉用具貸与（内容： ）									
		☐ その他（ ）									
ADL	自立	見守り	一部介助	全介助	要支援は必要事項のみ記入						
移動方法	☐	☐	☐	☐	☐ 車いす ☐ 杖使用 ☐ 歩行器使用 ☐ 装具・補助具使用						
口腔清潔	☐	☐	☐	☐	義歯： ☐ 無 ☐ 有： 部位等（ ）						
食 事	☐	☐	☐	☐	☐ 普通食 ☐ 治療食： 糖尿病食・高血圧食・腎臓病食・その他（ ）						
					主食： ☐ 米飯 ☐ 全粥 ☐ ミキサー 水分： ☐ とろみ剤使用 ☐ あり ☐ なし						
					副食： ☐ 通常 ☐ 一口大 ☐ 刻み ☐ 極小刻み ☐ ミキサー（ ☐ とろみ付）						
					嚥下機能： ☐ むせない ☐ 時々むせる ☐ 常にむせる						
更衣	☐	☐	☐	☐							
入 浴	☐	☐	☐	☐	☐ 自宅（浴室） ☐ 訪問入浴 ☐ 通所系サービス						
排 泄	☐	☐	☐	☐	方法： 昼間（トイレ・ポータブル・尿器・オムツ）、夜間（トイレ・ポータブル・尿器・オムツ）						
服薬管理	☐	☐	☐	☐							
生活上の問題	☐ 無 ☐ 有 幻視・幻聴・興奮・不穏・独語・妄想・暴力・介護への抵抗・昼夜逆転・不眠・徘徊・不潔行為・危険行為・意思疎通困難										
	その他（ ）										
医療処置	☐ 無 ☐ 有 バルーンカテーテル・ストマ・気管切開・喀痰吸引・胃ろう・じょくそう・その他（ ）										
経済状況	年金・生活保護・その他（ ） 金銭管理：本人・その他（ ）										
介護力	主介護者（ ） 主介護者以外の支援者（ ） 介護の指導（無・有） 理解度：十分・不十分・問題（ ）										
連絡事項等											

（この情報を提供することについて、ご本人またはご家族から同意をいただいています。）

事業所名		電話番号	
担当者名		FAX番号	

6 退院調整共有情報

退院に向けたカンファレンスなどで、病院とケアマネジャーが情報共有する項目と、その項目を様式化した参考様式（次ページ）です。相双保健福祉事務所のホームページからダウンロードできます。

退院に向けて共有したい情報（項目とその理由）

共有したい情報		その理由
本人	医療に関すること	
	病名・合併症・既往歴	- 特定疾病など使える情報があるか確認する必要がある - 感染症の有無によりサービスの利用に支障がでる場合がある
	今回の入院の理由	入院の背景を知り、これまでの服薬等の病状の管理に問題がなかったか、生活環境に転倒等のリスクとなる要因がなかったかを確認することで在宅に戻った際、病状の悪化や再入院を防ぐ対応をする。
	病院からの「病状の説明内容」と本人・家族の「受け止め方」「今後の希望」	「家に帰る」ことだけを目標にするのではなく、本人が「家でどの様に過ごしていきたいのか？」を目標にして支援をする。本人の意思が明確でないと、家族や支援者も混乱することが多い。また、このことについて入院中に本人、病棟スタッフと共有し退院に向けて準備していくことが重要である。
	今後の治療	
	治療内容	病気の再発防止のための受診の管理を行う必要がある。
	受診の必要性	必要に応じて同行する
	リハビリの必要性や内容	- どの程度の内容で、誰が指導するのか（介護保険サービスによるリハビリの必要性の有無） - 適正なリハビリの方法を知り安全に行えるようにする。
	薬物治療内容	- 在宅でのADLに影響を及ぼすため（副作用がでるのか） - 在宅で管理できる投薬内容か検討したい - 食事との組み合わせで支障がでるものがないか確認する必要がある。
	医療行為	
	内容・方法	- 事故防止のための正しい処置を確認する。 - 適切な処置や管理の体制を整える必要がある
	ADL	
	移動方法・入浴・更衣・排泄・食事摂取・嚥下	- 自分でどこまで出来るのか？介助の必要性の確認 - これまでのサービスから変更の必要があるか判断する。 - 住環境の整備のため、住宅改修・福祉用具の導入の必要性の確認。
	服薬管理	服薬管理が出来るのか？介助が必要なのか？
	生活上の問題	
	理解力	どの程度の理解力があるのか？治療や介護の同意が可能か知る。
	周辺症状の有無	家族の介護負担に大きく影響する。あればそのときの対処の仕方などを知る。
	感染症	
	感染症の有無	感染症の有無によりサービスの利用に支障がでる場合がある
	経済状況	
家族	制度利用の有無	サービス利用等について各制度の担当と連携する必要があるため
	金銭管理	- 本人以外の方が管理する場合、費用が発生する際の相談をする必要が出てくる。 - 経済的な虐待が疑われる場合の対応に配慮が必要になってくる場合がある。
	世帯構成	家族状況・血縁者の存在の確認
	主介護者や介護力	ヘルパー利用の必要性および支援の内容、時間が変わる
	様々な場面でのキーパーソン	（経済）在宅サービスの利用において、負担可能な範囲を確認する必要がある。 （様々な方針決定）家族内の意見が異なることが多い。窓口となる方を決める。
	緊急連絡先	在宅での急変時、サービス中のアクシデント等の際に判断を仰ぐ。
	家族の支援状況・思い	- 在宅療養の長期化、看取りを視野に入れて支援する必要が出てくる。 - 同居家族がある場合は、日中独居等でもサービス導入に関して十分に検討する必要がある。
家族	家族以外の支援者	- 支援できる家族がいない場合、生活保護、様々な決定支援等を支える人が必要 - 金銭管理、契約等に関する支援者がある場合、連携のために把握する必要がある。

《退院調整共有情報 参考様式》

相双圏域退院調整ルール 参考様式

記入年月日 令和 年 月 日

退 院 調 整 共 有 情 報

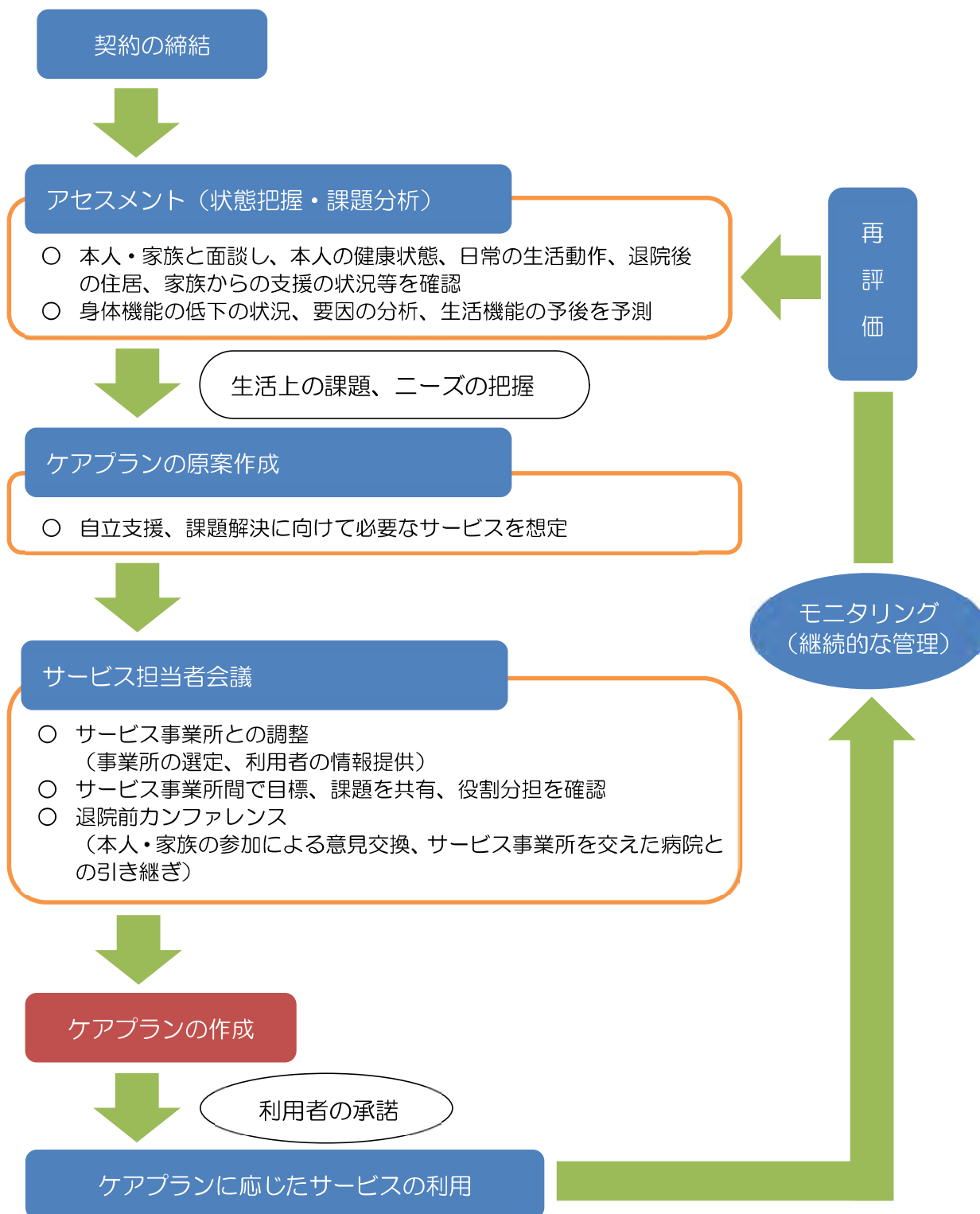
担当ケアマネ()

面談日時	平成 年 月 日() 時 分～ 時 分	場所			
面談参加者			病院の連絡窓口 (所属)	()	

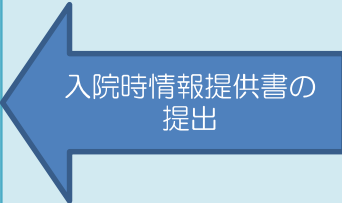
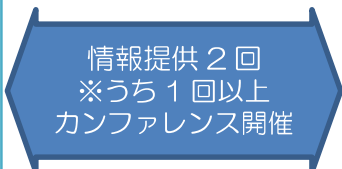
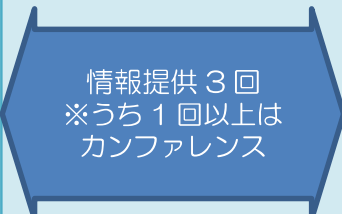
氏名			生年月日	明・大・昭 年 月 日	年齢	歳	性別	男・女
入院の原因となった病名								
合併症				入院期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(予定)			
病院主治医 (診療科名)	()			在宅主治医				
病院からの患者・家族への病状の説明内容、患者・家族の受け止め方、患者・家族の今後の希望、症状・病状の予後・予測、本人への病名告知等								
今後の治療方針等（治療方針、受診計画、訪問看護への指示内容、医療系サービスの必要性に関する医師の指示等）								
退院後受診 医療機関	本院 ・ 在宅医 ・ その他() 次回受診予定:平成 年 月 日							
薬物治療	☐ 無 ☐ 有 (内容)							
リハビリ	☐ 無 ☐ 有 (内容)							
医療処置	☐ 無 ☐ 有 (パルーンカテーテル ・ ストマ ・ 気管切開 ・ 喀痰吸引 ・ 胃ろう ・ じょくそう ・ その他())							
ADL	自立	見守り	一部介	全介助	病棟での様子			
移動方法	☐	☐	☐	☐	☐ 車いす ☐ 杖使用 ☐ 歩行器使用 ☐ 装具・補助具使用			
移乗方法	☐	☐	☐	☐	床からの立ち上がり(可・不可)			
口腔清潔	☐	☐	☐	☐	義歯: ☐ 無 ☐ 有 部位等()			
食 事	☐	☐	☐	☐	☐ 普通食 ☐ 治療食 (☐ Kcal ☐ 糖尿病食 ☐ 高血圧食 ☐ 腎臓病食 ☐ その他) ☐ 経管栄養			
					主食: ☐ 米飯 ☐ 粥 (全・五分) ☐ ミキサー (摂取量 割)			
					副食: ☐ 通常 ☐ 一口大 ☐ 刻み ☐ 極小刻み ☐ ミキサー(口とろみ付) (摂取量 割)			
					水分摂取量:1日 ml とろみ剤使用 ☐ 無 ☐ 有 嚥下障害 ☐ 無 ☐ 有			
更 衣	☐	☐	☐	☐				
入 浴	☐	☐	☐	☐	入浴の制限 : ☐ 無 ☐ 有(☐ シャワー浴 ☐ 清拭 ☐ その他()			
排 泄	☐	☐	☐	☐	方法:昼間(トイレ・ポータブル・尿器・オムツ) 、 夜間(トイレ・ポータブル・尿器・オムツ)			
服薬管理	☐	☐	☐	☐	眠剤使用 : ☐ 無 ☐ 有			
生活上の 問題	☐ 無 ☐ 有(幻視・幻聴・興奮・不穏・独語・妄想・暴力・介護への抵抗・昼夜逆転・不眠・徘徊・不潔行為・危険行為・意思疎通困難 その他()							
	認知症の症状 : ☐ 無 ☐ 有 聴覚障害 : ☐ 無 ☐ 有 補聴器使用(有・無) 視覚障害 : ☐ 無 ☐ 有							
感染症	☐ HBV ☐ HCV ☐ MRSA保菌 (発症部位: 痰・血液・尿・創部・鼻腔) ☐ その他()							
経済状況	年金・生活保護・その他()				金銭管理:本人・その他()			
世帯構成	独居・高齢者夫婦世帯・その他()				キーパーソン ()			
介護力	主介護者() 主介護者以外の支援者() 介護の指導(無・有) 理解度:十分・不十分 問題()							
備考欄(禁忌事項・留意点等)								

7 参 考

(1) ケアプラン（介護サービス計画）作成の流れ



(2) 退院調整に関連する診療報酬・介護報酬

	病 院		居宅介護支援事業所
入院	◇入院時支援加算 200～240 点 ◇入退院支援加算 1 一般病棟 700 点 療養病棟 1,300 点 ◇入退院支援加算 2 一般病棟 190 点 療養病棟 635 点	 入院時情報提供書の提出	◇入院時情報連携加算 入院日 250 単位 入院日の翌日又は翌々日 200 単位
	◇介護支援等連携指導料 400 点	 情報提供 1 回 かつ カンファレンス 1 回開催	【退院・退所加算について】 以下の①～③のいずれか 一つのみ算定可 ◇退院・退所加算① 600 単位 カンファレンスなしでは 450 単位
	◇介護支援等連携指導料 400 点	 情報提供 2 回 ※うち 1 回以上 カンファレンス開催	◇退院・退所加算② 750 単位 カンファレンスなしでは 600 単位
	◇退院時共同指導料 2 400 点 医師等の職種※の 3 者以上と共同して指導を行う場合に加算 2,000 点 ※介護支援専門員も含まれる	 情報提供 3 回 ※うち 1 回以上は カンファレンス	◇退院・退所加算③ 900 単位 【算定要件注意】 カンファレンスなしでは算定できない
退院			「入院時情報連携加算」、「退院・退所加算」とともに利用者の自己負担はなし

◎ 診療報酬・介護報酬の算定に当たっては、国の通知等による算定条件を満たす必要がありますので、よくご確認ください。

(3) 個人情報の取扱いについて

医療・介護関係者間の連携においても、個人情報の取扱いには細心の注意を払わなければなりません。しかし、個人情報保護を優先するあまり、互いの連携がうまくいかないのでは、結果的に患者に不利益となります。そこで、厚生労働省から出されている『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』を参考にしてください。

《退院調整ルールに関連する内容のポイント》

- 医療機関は、院内（掲示板等）に「当院では、適切な医療・介護サービスのために、患者の個人情報はその患者が関係する医療・介護関係者に提供します。異論がある場合は申し出てください。」という内容の文書を掲示しておき、反対がなければ患者の関係する介護事業者や診療所に個人情報を提供してよい。
- 介護事業者は、利用者との契約時に同意をもらうことで、利用者が関係する医療・介護事業者には個人情報を提供することができる。



『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』は、厚生労働省のホームページから入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

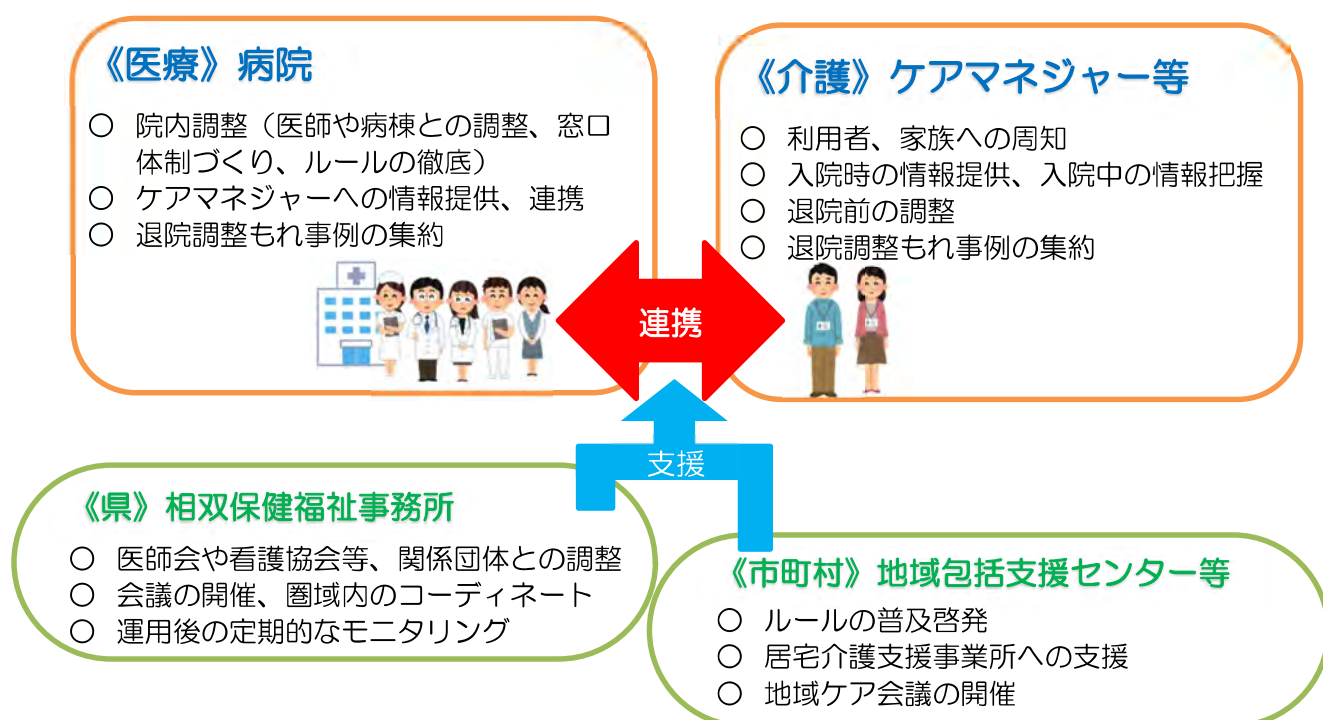
(4) 相双医療圏退院調整ルール策定経過と今後の役割

会議・検討会には、多くの関係者の皆様に参加をいただきました。

年度	月	策定経過	
28	6	退院調整に関する実態調査（アンケート）（1～14日）	
	7	キックオフ会議（病院説明会）（8日）	58名参加
	8	ケアマネ説明会及び第1回退院調整ルール検討会（10日）	74名参加
	9	ケアマネによる第2回退院調整ルール検討会（8日）	53名参加
	10	ケアマネによる第3回退院調整ルール検討会（7日）	代表者9名
	11	第1回病院・ケアマネ合同会議（11日）	53名参加
		ケアマネによる第4回退院調整ルール検討会（8日）	40名参加
	12	第2回病院・ケアマネ合同会議（16日）	49名参加
	1	退院調整ルール策定報告・運用説明会（27日）	
	2	退院調整ルール試行	
	3		
29	4	退院調整ルール運用開始	
29	8	第1回退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	10	ケアマネによる第1回退院調整ルール運用評価会議（13日）	64名参加
		市町村担当者会議（13日）	19名参加
		第1回病院・ケアマネ合同会議（25日）	63名参加
	12	第2回退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	3	第2回病院・ケアマネ合同会議（8日）	68名参加
30	7	第1回退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	1	第2回退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	2	ケアマネジャー代表者による協議（18日）	16名参加
	3	第1回病院・ケアマネ合同会議（8日）	82名参加
R1	11	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	1	ケアマネジャー代表者による協議（30日）	14名参加
	2	病院・ケアマネ合同会議（27日） ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	
R2	11	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	2	病院・ケアマネ合同会議 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	
R3	11	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	2	ケアマネジャー代表者による協議、病院・ケアマネ合同会議 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	

R 4	10	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	2	ケアマネジャー代表者による協議、病院・ケアマネ合同会議 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	
R 5	6	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査結果報告会（29日）（zoom） ※令和4年度分の調査結果を報告	55名参加
	9	退院調整ルールの運用状況に関するアンケート調査	
	3	退院調整ルール運用評価会議（6日）（zoom） ※ケアマネジャー代表者による協議、病院・ケアマネ合同会議に代わるもの	48名参加

＜今後の役割＞



8 相双医療圏退院調整ルール参加・関係機関一覧

【令和6年8月現在】

《病 院》

No.	名称	郵便番号	所在地	電話番号(代表)
1	相馬方部衛生組合 公立相馬総合病院	976-0011	相馬市新沼字坪ヶ迫 142	0244-36-5101
2	医療法人社団茶畑会 相馬中央病院	976-0016	相馬市沖ノ内 3 丁目 5-18	0244-36-6611
3	南相馬市立総合病院	975-0033	南相馬市原町区高見町 2 丁目 54-6	0244-22-3181
4	福島県厚生農業協同組合連合会 鹿島厚生病院	979-2442	南相馬市鹿島区横手字川原 2	0244-46-5125
5	医療法人相雲会 小野田病院	975-0004	南相馬市原町区旭町 3 丁目 21	0244-24-1111
6	医療法人社団青空会 大町病院	975-0001	南相馬市原町区大町 3 丁目 97	0244-24-2333
7	公益財団法人金森和心会 雲雀ヶ丘病院	975-0013	南相馬市原町区上町 1 丁目 30	0244-23-4166
8	医療法人社団養高会 高野病院	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字東 町 214	0240-27-2901
9	医療法人伸裕会 渡辺病院	979-2611	相馬郡新地町駒ヶ嶺字原 92	0244-63-2100
10	福島県ふたば医療センター 附属病院	979-1151	双葉郡富岡町大字本岡字王塚 817-1	0240-23-5090

《居宅介護支援事業所》

No.	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	相馬市在宅介護支援センター	976-0013	相馬市小泉字高池 357 相馬市総合福祉センター内	0244-36-1910
2	ニチイケアセンター 宇多の郷	976-0032	相馬市大曲字大毛内 146	0244-37-3081
3	相馬方部訪問看護ステーション	976-0011	相馬市新沼字坪ヶ迫 142	0244-35-6333
4	介護老人保健施設ベテランズサークル居宅介護支援事業所	976-0013	相馬市小泉字高池 319-1	0244-35-6588
5	特別養護老人ホーム相馬ホーム	976-0013	相馬市小泉字高池 718	0244-36-4483
6	そうま介護センター	979-2541	相馬市今田字大竹 34	0244-26-3233
7	サンライフアライ	976-0042	相馬市中村字荒井町 22	0244-35-3533
8	居宅介護支援事業所友遊	976-0042	相馬市中村字北町 1-8	0244-32-0943
9	ケアプランセンター 気ごころ	976-0006	相馬市石上字南蛸沢 403-2	0244-26-3709
10	オレンジケア居宅介護支援事業所	976-0041	相馬市西山字表西山 114-22	0244-35-3094
11	ケアプラン 福たま	976-0013	相馬市小泉字山田 6 番地の 8	080-3574-3687
12	居宅介護支援事業所 山りんご	976-0003	相馬市塚部字本社 94 番地 8	0244-37-2562
13	社会福祉法人 車輪梅 在宅介護支援センターしゃりん梅	975-0006	南相馬市原町区橋本町 4-15-3	0244-25-7123
14	社会福祉法人 南相馬福祉会 福寿園居宅介護支援センター	975-0033	南相馬市原町区高見町 2-70	0244-23-7765
15	特別養護老人ホーム長寿荘	975-0011	南相馬市原町区小川町 409	0244-24-1677
16	居宅介護支援事業所 こころ	975-0071	南相馬市原町区深野風越 81-1	0244-22-1781
17	ライブリー南相馬訪問看護ステーション	975-0061	南相馬市原町区大木戸字南東方 101-12	0244-25-4050
18	指定居宅介護支援事業所 南相馬市社会福祉協議会原町区事業所	975-0011	南相馬市原町区小川町 322-1	0244-24-3418
19	指定居宅介護支援事業所 南相馬市社会福祉協議会鹿島区事業所	979-2334	南相馬市鹿島区西町 2 丁目 117	0244-46-1777
20	指定居宅介護支援事業所 ふくろう	975-0015	南相馬市原町区国見町三丁目 5-24	080-6003-6955
21	居宅介護支援事業所 相馬ケアプラン	975-0038	南相馬市原町区日の出町 300	0244-26-7639
22	ケアプランえーる	975-0003	南相馬市原町区栄町 2 丁目 78	0244-26-3182
23	あさがお居宅介護支援事業所	979-2334	南相馬市鹿島区西町 3 丁目 62	0244-46-2093
24	指定居宅介護支援事業所 竹水園	975-0074	南相馬市原町区長野字南原 41	0244-25-3398
25	株式会社ガジュマル マヤーズ介護支援事業所	979-2333	南相馬市鹿島区寺内字鷹巣 230	0244-26-6787

《居宅介護支援事業所》

No.	名称	郵便番号	所在地	電話番号
26	JA ふくしま未来 居宅介護支援事業所 そうま	979-2335	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ 内 26	0244-46-5067
27	鹿島厚生病院居宅介護支援事業所	979-2442	南相馬市鹿島区横手字川原 2	0244-46-4894
28	居宅介護支援事業所 いろは	979-2174	南相馬市小高区大富字東畑 23	090-8613-1685
29	居宅介護支援事業所 にじいろ	975-0065	南相馬市原町区陣ヶ崎 358-1	0244-26-5790
30	広野町社会福祉協議会 広野町居宅介護支援事業所広桜荘	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字 桜田 119-5	0240-28-0152
31	社会福祉法人 檜葉町社会福祉協 議会 指定居宅介護支援事業所	979-0604	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突 堂 5-5	0240-25-4155
32	富岡居宅介護支援事業所	979-1152	双葉郡富岡町本町 1 丁目 1 番 地 デイサービスセンターも とまち内	0240-23-6706
33	社会福祉法人 富岡町社会福祉 協議会	979-1112	双葉郡富岡町中央 1-8-1 富 岡町総合福祉センター内	0240-22-5522
34	社会福祉法人 川内村社会福祉 協議会	979-1202	双葉郡川内村下川内字坂シ内 133-5	0240-38-3802
35	ケアプランなみえ	979-1501	双葉郡浪江町大字立野字根渡 196	0240-23-6560
36	葛尾村社会福祉協議会	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ 又 6-1	0240-29-2020
37	新地町在宅介護支援センター	979-2703	相馬郡新地町小川字川向 18	0244-62-5167
38	社会福祉法人 新地町社会福祉 協議会	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛 田 40-1	0244-62-4213
39	居宅介護支援事業所 自遊楽校	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字新地 51-2	0244-26-7984
40	いいたて在宅介護支援センター	960-1803	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571	0244-68-2144
41	脇坂介護相談所	976-0042	相馬市中村字川沼 249 番地の 3	0244-26-5995
42	浪江町社会福祉協議会 指定居 宅介護支援事業所	979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字矢 沢町 6-1	0240-34-4685
43	居宅介護支援事業所くすのき	975-0052	南相馬市原町区中太田字西畑 3 4 番地	0244-23-2251
44	ケアマネ事業所 あいざわ	976-0052	相馬市黒木字御門 168-1	0244-26-8970

《地域包括支援センター》

No.	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	相馬市地域包括支援センター	976-0013	相馬市小泉字高池 357	0244-36-2227
2	原町西地域包括支援センター	975-0011	南相馬市原町区小川町 322-1	0244-25-3329
3	小高地域包括支援センター	979-2102	南相馬市小高区小高字金谷前 84	0244-44-1700
4	鹿島地域包括支援センター	979-2334	南相馬市鹿島区西町二丁目 116	0244-46-4600
5	原町東地域包括支援センター	975-0033	南相馬市原町区高見町二丁目 70	0244-24-3390
6	広野町地域包括支援センター	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字桜田 119-5	0240-27-1885
7	檜葉町地域包括支援センター	979-0604	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-5 檜葉町保健福祉会館内	0240-25-4155
8	富岡町地域包括支援センター	979-1192	双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1	0240-22-2111
		963-0201	郡山市大槻町字原ノ町 49-1	024-983-9214
		970-8024	いわき市平北白土字宮前 8	0246-88-1958
9	川内村地域包括支援センター	979-1202	双葉郡川内村大字下川内字坂シ内 133-5	0240-38-3222
10	大熊町地域包括支援センター	979-1306	双葉郡大熊町大川原字南平 1717	0240-23-7238
		963-8035	郡山市希望ヶ丘 11-10	024-983-0686
11	双葉町地域包括支援センター	979-0142	いわき市勿来町酒井青柳 14-5	0246-84-6729
		979-1471	双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町 35-1	—
12	浪江町地域包括支援センター	979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町 6-1	0240-23-7130
13	葛尾村地域包括支援センター	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字菅ノ又 6-1	0240-29-2020
14	新地町地域包括支援センター	979-2703	相馬郡新地町小川字川向 18	0244-62-5580
15	飯舘村地域包括支援センター	960-1803	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571	0244-42-1626

《市町村 高齢者福祉・介護保険担当課》

No.	市 町 村 名	課 名	郵便番号	所在地	電話番号
1	相 馬 市	高齢福祉課	976-8601	相馬市中村字北町 63-3	0244-37-3065
2	南 相 馬 市	長寿福祉課	975-8686	南相馬市原町区本町二丁目 27	0244-24-5334
3	広 野 町	健康福祉課	979-0402	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35	0240-27-2113
4	檜 葉 町	保健福祉課	979-0696	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	0240-23-6102
5	富 岡 町	福祉課	979-1192	双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622-1	0240-22-2111
6	川 内 村	保健福祉課	979-1202	双葉郡川内村大字下川内字坂シ内 133-5 複合施設ゆふね内	0240-38-2941
7	大 熊 町	福祉課	979-1306	双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717	0240-23-7226
8	双 葉 町	健康福祉課	979-1495	双葉郡双葉町大字長塚字町西 73-4	0240-33-0131
9	浪 江 町	介護福祉課	979-1592	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2	0240-34-0226
10	葛 尾 村	住民生活課	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字落合 16	0240-29-2112
11	新 地 町	健康福祉課	979-2792	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30	0244-62-2931
12	飯 舘 村	健康福祉課	960-1803	相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571	0244-42-1633

《編集発行》

福島県相双保健福祉事務所

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1-30

TEL 0244-26-1132

FAX 0244-26-1139

ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21160a/sousou-taiin-tyousei.html>